令和４年６月１０日（Ver４.２）

南風原町一般介護予防事業　感染拡大予防ガイドライン

１、目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「南風原町一般介護予防事業」の実施に関して、利用者及び事業関係者一人一人がその対策を行うことを促し、感染・感染拡大予防を図ることを目的とする。

２、対象

「南風原町一般介護予防事業※1」の利用者及び事業関係者

※1. 水中運動教室（一般クラス・フォローアップクラス）・サーキットマシントレーニング教室・筋力アップ教室・操体教室・元気アップ訪問・地域型ミニデイサービス・中央型ミニデイサービス・体操教室（与那覇区・山川区）・介護予防サポーター養成講座・ノルディックウォーキング教室・介護予防ヨガ教室

３、利用者が実施する感染拡大予防対策

① 必ずマスクを着用する。
※マスクの着用がない場合は、送迎を含め事業に参加することは出来ない。
ただし、屋外で人との距離が２ｍ以上確保出来る場合や、会話をほとんど行わない場合はマスクを外すことができる。

② 事業参加前に自宅で体温を測定する。

③ 本人及び同居人が発熱や咳など風邪症状がある場合は事業に参加することは出来ない。

④ 過去 14 日間以内に発熱や風邪症状が認められた場合は事業に参加することは出来ない。

⑤ 感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある者は事業に参加することは出来ない。

⑥ 送迎車への乗車前、施設入場前に手指のアルコール消毒を実施する。

⑦ マスク着用を含む咳エチケットや手洗い等感染拡大予防対策を日頃より行う。

４、職員・ボランティアが実施する感染拡大予防対策

① 必ずマスクを着用する。
※マスクの着用がない場合は、送迎を含め事業に参加することは出来ない。
ただし、屋外で人との距離が２ｍ以上確保出来る場合や、会話をほとんど

行わない場合はマスクを外すことができる。

② 事業参加前に自宅で体温を測定する。

③ 本人及び同居人が発熱や咳など風邪症状がある場合は事業に参加することは出来ない。

④ 過去 14 日間以内に発熱や風邪症状が認められた場合は事業に参加することは出来ない。

⑤ 感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある者は事業に参加することは出来ない。

⑥ 送迎を含む事業開始前に手指のアルコール消毒を実施する。

⑦ マスク着用を含む咳エチケットや手洗い等感染拡大予防対策を日頃より行う。

5、事業実施における感染拡大予防対策（会場準備・運営）

① 利用者・職員・ボランティアがいつでも手指アルコール消毒が出来るよう、消毒液を配置する。

② 会場設営に当たっては、対面する講師との距離が２m 以上、互いの利用者との距離が１m以上及び、対面しないよう席を配置する。

③ 利用者の手の触れる物品・部位（椅子・机・手すり・ドアノブ等）は事業開始前にアルコール消毒を実施する。

④ 定期的に換気を行う。可能であれば常に窓・ドアを開放する。(冷房利用中も含む)

⑤ 会場においても可能な限り事業開始前に利用者の体温を測定する。

⑥ 利用者が「間近で会話や発声をする密接場面」や「利用者同士の接触」を避けたプログラムのみ（体操等）を実施する。

⑦ 飲み物については、利用者毎のコップを用意し、利用者同士のコップが共有されないよう対策を講じる。

⑧ 地区毎の利用者名簿（氏名・住所・電話番号が記載されたもの）を作成する。※個人情報の取り扱いには十分に注意し、職員が責任を持って管理すること。

6、カラオケ等を実施する際の感染拡大予防対策

① 歌唱する場所を参加者の座席とは別に準備すること。その際、歌唱者と参加者との距離を２m以上確保する。

② 歌唱する場所はパーテーション等で囲い、飛沫感染対策を講じる。

③ 歌唱する際はマスクを着用する。

④ 複数名で歌唱することは避ける。

⑤　マイクは歌唱者が交代する毎に消毒を実施する。
⑥　カラオケを実施する際は、常時換気を行う。
⑦　「まん延防止等重点措置」など国・県から要請期間はカラオケ等を休止する。

７、送迎時における感染拡大予防対策

①　運転手・職員はマスクを着用し、事業開始前に手洗い、手指のアルコール消毒を行う。※マスクを着用しない場合、乗車することは出来ない。
②　利用者はマスクを着用する。※マスクを着用しない場合、乗車することは出来ない。
③　利用者には乗車前に手指のアルコール消毒を実施してもらう。
④　車内は常に窓を開け換気を行う。（冷房使用時も含む。）
⑤　車内では「間近で会話や発声をする密接場面」を避けるため、可能なかぎり会話を控えるようにする。

８、食事をする際の感染拡大予防対策

①　できるだけワクチン接種完了者または検査陰性者で行うこと。
※ワクチン接種未完了者が不利益を被らないよう配慮する。
②　利用者同士の間にパーテーション等を設置する。
③　互いの利用者との距離（横）が１ｍ以上、対面する場合は２ｍ以上になるよう席を配置する。また、誰が何処に着席したかを記録する。
※パーテーション・座席配置等に関しては、別紙「食事時配置表」を参照。
④　食事中は会話を控え、食事以外の時（会話時など）はマスクを着用する。
⑤　バイキング形式や大皿での取り分けは行わず、利用者毎に個別の食事を提供する。
⑥　調理する者、配膳を行うものは手指の消毒・手洗いを徹底するとともに、必ずマスクを着用する。
⑦　「沖縄県対処方針」「コロナ感染拡大注意報」「まん延防止等重点措置」など国・県からの要請期間は食事を休止する。

９、適用期間

令和４年６月１０日から当面の間とする。
※県内・町内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとする。

１０、その他

上記の他に関する事項は、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和２年５月２０日付沖縄県策定）及び「社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染防止に向けた対応について」（令和２年２月２８日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）「沖縄県対処方針」（令和４年５月２７日付沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に準じて対応することとする。